



多重債務問題の現場 その3

前回（7月発行・第5号）は多重債務問題の相談の場面をご紹介しました。

その後、正式に依頼を受けて業務を行っていくこととなった場合には依頼者との間で契約書を取り交わすこととなります。

契約後、まずは貸金業者等に対して受任通知を発送します。これによって、貸金業者等から依頼者本人への直接の連絡を止めることができます。このことは貸金業法という法律に規定があり、貸金業を営む者はこの規定に従わなくてはなりません。依頼者にとっては貸金業者からの執拗な請求から解放されるという効果があり、受任中の弁護士・司法書士にとっては和解交渉などの連絡がすべて自分を經由することになり情報が錯綜せず済むため、現場において非常に重要な規定です。

これが広告などで目にするところの「取立てをストップ!!」させるための受任通知の効果ですが、受任通知には依頼者と貸金業者とのこれまでの取引の履歴全てを開示することを要求する旨を記載しています。

依頼者に「いつ・いくら借入れ、いつ・いくら返したのか」を正確に思い出してもらうことは非常に困難ですし、入金の手帳など全ての資料を保存しているということもほとんどありません。

業として貸金業を営んでいる業者側には履歴の保管義務がありますので、取引の履歴については相手方から開示される情報を基にすることになります。

請求をしてから開示がされるまでの期間は業者によってバラバラで2～3週間で送られてくるところがあれば、早くても3カ月位かかる業者もあります。

履歴が開示されるまでの間は、どちらかといえば依頼者本人に頑張ってもらうこととなります。月の収入から生活に必要な支出を引いた場合、いくらのお金が残るのか。債務が残った場合の返済原資を確定するという面もありますが、返済を止めることで落ち着いて生活を考えてもらい、手続終了時には、借金に頼らずに毎月生活をしていける状況が整っていることという当初の目的を達成するためには、依頼者本人の努力も欠かすことができないのです。（つづく）

〈参考〉 「貸金業法」
第21条第1項柱書

貸金業を営む者…（省略）…は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

第9号 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

黒子と白子の「税金おとな相談室」(第8回)

税理士 関根 忍



■その経費、本当に経費ですか？(その2)

前回、黒子さんが白子さんのお店で経費にならない食事をしていました。

この場合、経費になるとすると、

- ①福利厚生費
- ②会議費
- ③交際費
- ④給与（賞与）
- ⑤役員報酬（賞与）

の5つが考えられます。

しかし、社内の人間のみでの飲食なので、交際費ではありません。また、ごく一部の社員でのみの食事なので、福利厚生にもなりません。

また、通常「会議費」になるものは、会議ができ

るようなお店で実施されますので、テーブルの上に書類が広げられないような場所では、会議費とは言いにくいでしょう。

では、給与とした場合で、役員のみで行われた場合、役員の給与は株主総会で決められた金額以上は「賞与」となり、役員賞与は、事前に届け出のないものは「損金不算入」として、税金の計算上、「損金」からは除外されます。

でも、給与所得には変わりがないので、源泉税がかかります。源泉税がかかり損金にもならない。踏んだり蹴つたりの結果が待っています。

こういうときの為に、社内福利厚生資金を天引きで預かっておくのも良いかもしれませんね？

今回、「損金」という言葉が出てきました。これについては、次回解説しましょう。

（つづく）



「境界性人格障害の傾向を持っている人」への対応

<境界性人格障害と社会的背景>

最近の育児を取り巻く環境として、「核家族化」「少子化」「父親（機能）不在」が言われて久しくなります。また、「地域社会の崩壊」もよく言われるようになってきました。

「核家族化」「少子化」により、大家族で暮らしていた頃に比べて親子関係が濃密になり、逃げ場のないものになってきました。このことは育児を担う両親にとって負担が増えると同時に、子どもにとっても親の支配から逃げるできない（親の悪影響をまともに受ける）状況を生み出しやすくしています。

そして、一昔前であれば、近所付き合いの中で両親が育児について悩みを話す場が適度にあり、親の目の行き届かないところでの躰をしてくれる近所の人や居てくれたのですが、「地域社会の崩壊」により、そのような環境を得るのが難しくなってきました。その結果、家族の密室化が進み、親子関係をより濃く、逃げ場のないものにしていきます。

また、父親が残業等でほとんど育児に関われないため、家庭内で社会の規範や我慢することなどを教え、子どもを社会化していくことが十分におこなわれ、「父親（機能）不在」状態にある家庭も少なくありません。

一方、母親の社会進出により、子どもが親から分離する不安を強く抱く「再接近期（1歳半～2歳）」に、子どもを預けて働きに出ることを余儀なくされ、その結果、子どもは「見捨てられる不安（※1）」をずっと心に抱くこととなります。

このような環境では、子どもは安心感を脅かされたままの状態でも成長し、それが情動的な脆弱性を抱えることになり、さらには脆弱性が境界性人格障害へ悪化していくことが起こりやすくなるのです。

<「聴く」だけでは限界がある>

部下・同僚の話を聴く際に、「傾聴」が大事ということを指導され、実践して上手く行ったので、境界性人格障害の傾向を持っている人（※2）に対しても同じようにやってみたら、上手く行くどころかかえってこじれた、という経験をした人もいないのでしょうか。

「傾聴」を実践する際に、聴き手は「何でも話していただいて構いません。」というスタンスで話を聴きますが、これがかえって逆効果になることがあります。

というのも、「何でも話していいですよ。」と促し、本人が思うままに話し始めると、だんだん話にとりめがなくなり、ひどく動揺することがあります。そして、対応の些細なことが気になり始め、落ちついて話ができる状態ではなくなってしまうのです。

そもそも「境界性」人格障害と言うくらいですの

で、本人は「境界（枠組み）」がない状況を非常に苦痛に感じるので。日々の対応においては、可能な限り明確な枠組みを設定し、曖昧な対応をしないことが不可欠です。

話を聴く際には、すぐに分かったような振りをせず、「伝え返し」をして、相手の真意を確かめるテクニックが必要です。

「伝え返し」とは、自分の持つ枠組みから感じる批判や評価を一切排除して、相手の話を鏡のように映すことを言います。いわゆる「オウム返し」から始まり、「本人がうまく言葉に出来ない気持ちを言葉にする」ということまであり、非常に幅が広く、実践しようと思えば訓練が必要です。

「伝え返し」では、話し手の言ったことについて、良い悪いの判断をしないので、自分の本当の気持ちを話すことが出来、それを肯定されたという感覚を味わうことができます。そして、そのような経験を積み重ねていくうちに、自分の主体性を取り戻していくことができるのです。

また、境界性人格障害の傾向を持っている人には、過去に心理的に支配を受けていた経験のあることが多く、その中で自分の本当の気持ちが分からなくなってしまっていることもあります。「伝え返し」によって映し出された自分の認知や感情、行動を客観的に見ることで、自分の行動を改めようとするきっかけになることもあります。

<本当の問題とは？>

境界性人格障害の傾向を持っている人は①「対人関係への強い不安」②「激しい感情表現」③「衝動的な行動」という大きな3つの特徴が、何かトラブルが起こったり、挫折をした時に表出し、問題を引き起こすことがあります。

問題を引き起こした時、本人は「トラブル・挫折」の方を問題と思いがちですが、それは生きていれば起きて当たり前のもので、問題の起こるきっかけに過ぎません。本当の問題は、「トラブル・挫折」をどう受け止め、どう乗り越えていくかということなのです。

そこで、支える側はいきなり「そんなことは誰にでも起こる」と否定や非難をせず、共感しながらも冷静に振り返ってもらえるような問いかけをして、認知や感情、行動のパターンを見つけて、本人が自覚をして修正していくことが必要なのです。

※1 境界性人格障害の傾向を持つ人の多くが抱えている、根源的な深く激しい心の傷とされています。

※2 私が接した例では、病院等で「境界性人格障害」という診断を受けていた人は少ないので、「人」を指す際は「傾向を持った人」という表現にいたしました。